

議案議第 4 号

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例制定の件

鹿児島県議会議員の議員報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を
次のように制定する。

令和 7 年 6 月提出

鹿児島県議会議会運営委員長 おさだ康秀

鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成9年鹿児島県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「宿泊料、食卓料」を「宿泊費」に改める。

第8条ただし書中「第20条第1項第1号ただし書及び第26条」を「第14条第1項ただし書」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第5条関係）

区 分	宿泊費（1夜につき）	外国旅行に係る費用弁償額
議 長	国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「旅費支給規程」という。）別表第2の1の表に規定する内閣総理大臣等の宿泊費基準額に相当する額	国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和6年政令第306号。以下「旅費法施行令」という。）第1条第2項第1号に規定する内閣総理大臣等の旅費に相当する額
副議長 議 員	旅費支給規程別表第2の1の表に規定する指定職職員等の宿泊費基準額に相当する額	旅費法施行令第1条第2項第2号に規定する指定職職員等の旅費に相当する額

別表第3備考2及び備考3中「宿泊料」を「宿泊費」に改め、同表備考4の(1)中「旅行諸雑費及び宿泊料」を「旅行諸雑費、宿泊費及び宿泊手当」に改め、同表備考4の(2)中「宿泊料」を「宿泊費及び宿泊手当」に改め、同表備考5中「前項第2号に規定する場合」を「議会の会期中」に、「旅行したときの交通費等の」を「宿泊を伴う旅行をしたときの交通費に相当する」に、「当該旅行をした日1日」を「1夜」に、「同号の宿泊料」を「別表第2の宿泊費」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（提案理由）

議員の費用弁償の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。